

1 目的

愛媛県内の温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門のうち、中小企業においては、専門的な知識・ノウハウ等の不足や取り組むメリットの見えにくさ、コスト負担などの理由から、脱炭素化に向けた対応が遅れている状況にある。

こうした状況の中、企業の製造現場の各工程におけるCO₂排出量の把握・分析や、実効性の高いCO₂削減施策の検討・提案、CO₂削減価値を付加した製品の開発・改良等の支援を通じて、県内中小企業の脱炭素化に向けた取組みを促進するとともに、他の中小企業のモデルとなる製品や取組み等を創出することを目的とする。

2 業務内容

(1) 伴走型コンサルティング支援

県内中小企業の製造現場に入って、CO₂削減価値を付加した製品の開発・改良等に向けて、各企業の実情に合わせたコンサルティングを行うこと。コンサルティングは、対面又はオンラインのいずれかにより実施するものとする。なお、業務実施に当たっては、えひめ脱炭素経営支援コンソーシアム（※）と連携のうえ、進めるものとする。

（※）えひめ脱炭素経営支援コンソーシアム

地域脱炭素を促進するため、県内の脱炭素化の旗振り役である愛媛県と、地域経済に密着し県内事業者とのネットワークをもつ伊予銀行・愛媛銀行が、相乗効果を生み出しながら、県内事業者の脱炭素化に向けた取組み等を支援する目的で、令和6年3月に設立したコンソーシアム。

<伴走型コンサルティング支援の主な流れ>

- ① 県内中小企業における製造の工程を細かく分解
- ② 分解した各工程におけるCO₂排出量を把握・分析
- ③ 工程改善や原材料見直し、製品における新機能の導入、既存機能の改良等による実効性の高いCO₂削減施策を検討・提案
- ④ CO₂削減価値を付加した製品の開発・改良

(上記支援に当たっての留意点)

- ※上記支援に当たっては、カーボンフットプリントへの対応も考慮すること。
- ※業務終了後においても、支援先企業が、継続的に課題解決に取り組むための工夫を行うこと。

<支援する県内中小企業の選定>

- ① 支援対象企業数：3社
- ② 支援対象企業の選定：
製紙・紙加工業、機械製造、金属加工、食品製造など各業界におけるモデル

ケースを創出するため、主に各業界や地域産業を牽引する中小企業を対象とする。なお、支援対象企業（3社）については、原則として愛媛県が、受託者及びえひめ脱炭素経営支援コンソーシアムと連携のうえ、募集及び選定を行うものとする。

(2) 支援対象企業の募集に係るサポート業務

愛媛県が、支援対象企業の募集を行うにあたり、以下の業務を行うこと。

- ・募集チラシの作成（企業が本事業に参加するメリットをわかりやすく記載）。

(3) 伴走型コンサルティングの進捗報告

個別の伴走型コンサルティングに関する毎月末の進捗状況及び翌月以降の取組みの方向性について月次レポートとしてとりまとめ、翌月 10 日までに愛媛県に報告すること。

(4) 成果レポート及びモデル紹介資料等の作成・提出

- ①本業務全体を通じた実施内容及び成果等についてレポートとして取りまとめ、委託業務完了時に愛媛県に提出すること。
- ②本業務により支援した各企業の取組みをモデル化し、他の中小企業が参考にできることを目的として、取組みや成果の要点をまとめた資料を作成し、委託業務完了時に愛媛県に提出すること。なお、当該資料については、愛媛県が脱炭素ポータルサイト等において紹介を行うものとする。

3 業務実施体制

- (1) 受託者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、愛媛県へ報告すること。

なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。

- (2) 愛媛県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応できない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

4 その他留意事項

(1) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権」という。)に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。愛媛県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(2) 著作権等

- ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- イ 受託者は、愛媛県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- ウ 愛媛県は、成果物を使用するにあたって、受託者を表示することを要しないものとする。
- エ 受託者は、本事業の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- オ 前項において愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得るものとする。
- カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。